

## 研修会、講習会及び選手権大会開催における新型コロナウイルス感染症対策について

公益財団法人日本スポーツ協会の通知を参考に、秋田県スキー連盟教育本部が開催する研修会、講習会及び選手権大会等(以下:「講習会等」とする)における新型コロナウイルス感染症対策については、公益財団法人全日本スキー連盟及び一般社団法人日本鋼索交通協会の通知等を基に次のとおりとします。

なお、内容は今後の感染状況等を踏まえて変更する可能性があります。

### I. 通知・対策・対応

1. 利用施設には「II. 具体的な対策」で示す対策が講じられることを確認する。

講習会等の参加者や講師に対し、感染予防対策について事前に周知する。

また、「体調チェックシート」への体調等の記入(検温・咽頭炎の有無等)と提出を依頼する。さらに、対策・対応の内容を講習会等の当日に事務連絡や会場内へ掲示するなどして周知を徹底する。

2. 感染予防・クラスター発生防止のための基本的な対策

- ① マスク着用の徹底(ただし、雪上講習等においてもフェースマスク等で代用可能、また周辺に役員、選手等が居ない場合はこの限りではない。)
- ② こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒の徹底
- ③ 検温・体調管理(体温が37.5°以上及び体調不良の者については参加を断る)
- ④ 会場の換気
- ⑤ 人と人との距離の確保(近距離での会話や発声の抑制)

3. 感染が疑われる者が出た場合を想定した対策(準備事項)

- ① 秋田県で定めている「相談・受診方法」を周知する。
- ② 個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者から得た情報(申込書、「体調チェックシート」等)について、期間(少なくとも1カ月以上)を定めて保存する。

4. 感染が疑われる者が出た場合の対応

- ① 講習会等の当日(連続した複数日で開催する場合は初日)の受付や開催前に、参加者・講師・運営スタッフから、感染が疑われる症状の報告があった場合 → 行事責任者及び主任は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、原則帰宅させる。可能な限り速やかに秋田県が定めている「相談・受診方法」のフローにより医療機関を受診するよう伝え、その結果を行事責任者及び主任に速やかに報告させる。

その際、新型コロナウイルス感染症の検査をしている場合はその結果を報告させる。

新型コロナウイルスの陽性反応が出た場合、利用施設やスキー連盟事務局に連絡し、

原則として講習会等の中止を前提に検討する。

- ② 講習会等の開催中に参加者・講師・役員等から、感染が疑われる症状の報告があった場合 → 責任者及び主任は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、原則帰宅させる。可能な限り速やかに秋田県が定めている「相談・受診方法」のフローにより医療機関を受診するよう伝え、その結果を行事責任者及び主任に速やかに報告させる。

その際、新型コロナウイルス感染症の検査をしている場合はその結果を報告させる。

新型コロナウイルスの陽性反応が出た場合、利用施設やスキー連盟事務局に連絡し、原則として講習会等の中止を前提に検討する

- ③ 講習会等の終了後 14 日以内に参加者・講師・役員等から、感染の報告を受けた場合 → スキー連盟事務局は利用施設や開催地所管保健所等に連絡するとともに、保健所等の指示に従い当該者と接触した可能性のある全ての関係者(参加者・講師等)へ速やかに連絡するなどの対応に協力する。

※後刻 SAJ 等の関係団体へも報告を行う。

- ④ 感染の報告を受けた場合には、特に感染者の個人情報の取扱いには十分に注意し、感染者等に対する嫌がらせや、誹謗・中傷が起こらないように配慮すること。

事前準備(確認)物

- 消毒用アルコール
- 予備マスク
- 体温計(検温を当日する場合)

## II. 具体的な対策

### 1. 会場の設営について

- 利用施設の定めるガイドライン等に準じて設営・準備を進める。
- 人と人との距離を確保した座席配置とする。
- 消毒用アルコールを各箇所に設置する(受付、会場出入口、洗面所など)
- 洗面所には、石鹸・手拭き用のペーパータオルを設置し、手指を乾燥させる設備は使用しない(参加者にマイタオルの持参を求めても良い)。使用したペーパーを破棄する為のゴミ箱も設置する(ゴミ回収にはマスク、手袋を着用する)。
- ドアノブ、手すり、机、演台などをこまめに消毒する。
- マイク、PC、マウス、ポインター、実技用具等をこまめに消毒する。
- 定員は会場収容数に対して一定数に制限する

## 2. 受付時について

- 混雑を避けるための対策を講じる。
  - ・受付時間(余裕を持った時間設定や参加者ごとの時間指定制など)
  - ・受付場所(受付ごとの間隔拡大や待機場所の確保、距離を置いて並ぶように目印の表示など)。
- 飛沫感染を防ぐため、受付担当者のマスク着用や飛沫感染防止用シート等を設置する。
- 手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。
- 参加費等は事前に授受できる体制を検討し、受け渡しを要する場合は、容器(受け皿)を使用して行う。
- 検温の実施と簡易的な問診による体調のチェックを行う。 ※連続した複数日で開催する場合は毎日
- 受付備品等をこまめに消毒する。

## 3. 開・閉講式、事務連絡等について

- 開・閉講式における関係者挨拶は極力減らすよう努める(1名を原則とする)。
- 事務連絡や講師紹介は極力減らすよう努める(書面で説明する)。

## 4. 座学形式の講義実施について

- 講師と参加者の距離を十分に空け、講師はできる限り所定の位置で講義する。
- 発表やグループワーク等では、参加者同士の距離を可能な限り確保する。
- 会場の換気を十分に行う(機械換気、窓の開放による換気)。
- マイク等をこまめに消毒する。

## 5. 実技形式の講義実施について

- 控室等の使用は一度での使用人数に制限を設ける。
- 集合の際は講師や受講者との間隔を開ける。
- 指導者はマスク着用又はネックウォーマーの類を口鼻まで上げて着用する。
- 受講者の立ち位置及び指導者の立ち位置は、状況に応じて、他の滑走者に対しての安全が確保されると思われる範囲で距離を保つ。
- トレーンにおいては適切な間隔を保つ。
- 初心者・初級者・子供への講習及び転倒者においては、濃厚接触に対して更なる留意をおこなう。特に呼気を近づけないことに注意をはらう。また、共有する用具等については消毒等について関係者と協議を行う。
- 教育旅行等のグループレッスンは、学校・主催者の意向に留意する。
- 終了後は手洗いや手指の消毒を必ず行う。

6. その他に関する事項

- 講師等との打合わせは極力事前に済ませ、当日の打合わせは短時間とする。
- 情報交換会等の飲食を伴う懇親の場は、設定しない。
- 昼食等については利用施設の定めるガイドライン等に従い行動する。

以上